

生徒会関係（全日制）

（Ⅰ）生徒会規約

まえがき

生徒会は、教育課程の一環としての教科以外の教育活動の一分野をなすものであり、学校の教育方針に従い、楽しく規律正しいよい校風をつくり、また学校生活において自治的な能力を養うとともに、民主的に行動できる公民としての資質を向上させることを目標とする。各人はそれぞれの能力や資質を十分に生かすようホームルーム活動、クラブ活動及び部活動等をおして積極的に参加しなければならない。

第Ⅰ章 総則

第Ⅰ条 本会は山口県立小野田工業高等学校生徒会と称する。

第Ⅱ条 本会は、本校全日制の生徒全員による会員で組織し、教職員はこの指導助言に当たる。

第Ⅲ条 本会は、学校の教育方針にのっとり、会員相互の友愛の精神を基盤に品性、学力及び体育の向上発展を図るとともに、学校生活を楽しく規律正しいものにし、よい校風をつくることを目的とする。

第Ⅱ章 役員及び委員

第Ⅳ条 本会に次の役員及び委員をおく。

役員

Ⅰ	会	長	Ⅰ名
Ⅱ	副	会 長	Ⅰ名
Ⅲ	議	長	Ⅰ名
Ⅳ	書	記	Ⅱ名
Ⅴ	会	計	Ⅱ名
Ⅵ	庶	務	若干名

委員

Ⅰ	総務委員	各クラス	Ⅰ名
Ⅱ	専門委員		
Ⅲ	部活動の部長	各部	Ⅰ名

第Ⅴ条 役員及び委員の選出は、選挙に関する規約による。（別に定める）

第Ⅵ条 役員及び委員の任免は、校長が行う。役員の任期はⅠ月からⅡ月まで、委員の任期はⅣ月からⅢ月までのⅠか年とする。ただし、再任は妨げない。

第 7 条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会 長 生徒総会、総務委員会、部活動委員会を招集し、総務委員会 部活動委員会の議長を務める。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故の場合、その任務を代行する。
- 3 議 長 本会行事の司会進行を行い、本会を運営する。
- 4 書 記 本会の記録および連絡の事務を行い、本会を運営する。
また、議長事故の場合、その任務を代行する。
- 5 会 計 本会に関する会計事務を行い、本会を運営する。
- 6 庶 務 本会の運営全般を補佐する。
- 7 総務委員 ホームルーム主任の委託により、ホームルームを総括し、これに関する諸事を運営する。
- 8 専門委員 第18条による。
- 9 部活動の部長 部を総括し、その向上発展につとめる。

第 8 条 本会の役員と委員は、兼任できない。

第 3 章 集 会

第 1 節 生徒総会

第 9 条 生徒総会は最高の決議機関であり、全会員をもって構成する。

第 10 条 生徒総会は、年1回開くことを原則とし、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または全会員の3分の1以上の要請があれば、会長は、これを開くことが出来る。

第 11 条 生徒総会の議題は、総務委員会の審議を経て、開催日7日前までに全会員に明示しなければならない。

第 12 条 生徒総会は、全会員の4分の3以上の出席をもって成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 2 節 総務委員会

第 13 条 総務委員会は、総務委員及び役員をもって構成する。

第 14 条 総務委員会は構成委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

第 15 条 総務委員会は、年1回開くことを原則とするが、会長が必要と認めたとき、または構成委員の3分の1以上の要請があったときは、会長はこれを招集する。

第 16 条 総務委員会は、本会活動に関するあらゆる問題を討議し執行する。

第 17 条 総務委員会の決議事項のうち、さらに審議を要するもので、会長が必要と認めたときは、生徒総会に提出することができる。

第 3 節 専 門 委 員 会

第 18 条 専門委員会は、ホームルームの美化、厚生、保健、図書、安全、体育等の各委員によって構成し、それぞれの専門分野に関する問題を協議し、専門委員長を置く。

第 19 条 専門委員会は、構成委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数以上の賛成を必要とする。

第 20 条 専門委員会は、年1回開くことを原則とするが、委員長と会長の協議で必要と認めたとき、または総務委員会の要請があったとき委員長はこれを招集する。

第 4 節 部 活 動 委 員 会

第 21 条 部活動委員会は、部活動の部長及び会長をもって構成し、会長がこれを招集する。

第 22 条 部活動の部長は、会計の指示する予算関係書類を指定する期日までに提出しなければならない。

第 23 条 部の新設又は廃止は、総務委員会の発議によって部活動委員会を経た後、生徒総会で可決されなければならない。

- (1) 新設について 新設を希望する場合は、名簿と活動計画書を12月までに生徒会係に提出する。生徒会係で施設設備・顧問・予算などを勘案して、総務委員会に諮る。
- (2) 廃止について 個人・団体等で部活動が困難もしくは、公式大会に2年続き出場が不可能な場 合については審議する。廃止する場合は、次年度以降の部員の募集を停止し、2年後については、廃止の手続きをとる。
- (3) 上記の(1)・(2)を原則とするが、緊急の場合はこの限りではない。

第 4 章 会 計

第 24 条 本会の会費は事務長が保管し、その出納は顧問教師をとおして行う。

第 5 章 附 則

第 25 条 本会の活動は、すべて校長の承認を得るものとする。

第 26 条 この規約の改正は、生徒総会の議決を得なければならない。

(2) 生徒会選挙に関する規約 (全日制)

第 1 条 生徒会役員選挙は、2学期末に行う。ただし、他の委員は年度当初に行う。

第 2 条 会員は本会に関するすべての選挙権、被選挙権を有する。ただし、2学期末に行われる次期役員選挙には、最上学年生徒は被選挙権を有しない。

第 3 条 会員は選挙に関して、生徒らしい公明正大な活動を重んじなければならない。

第 4 条 生徒会役員の選挙は、選挙管理委員会が運営し、かつ全責任を負う。

第 5 条 選挙管理委員会の構成は、総務委員会で定める。

第 6 条 会長、議長は、立候補によって選挙が行われる。ただし、指定の日までに 立候補の申し出がなければ、これを選挙管理委員会が推薦する。

第 7 条 役員に立候補する者は、選挙日の2週間前にその旨を選挙管理委員会に申し出なければならない。期間内に立候補する者がいないときは、さらに7日を限って延長することができる。

第 8 条 副会長、書記2名、会計2名、庶務若干名は会長が指名する。

第 9 条 総務委員及び専門委員は、ホームルーム主任立会のもとに年度当初選出する。

第 10 条 専門委員長は、各専門委員会において選出する。

第 11 条 部活動の部長は、各部において選出する。

第 12 条 選挙において電子投票(タブレットでの投票)を認める。

第 13 条 役員は得票数の最多数をもって当選とする。ただし、投票数同一の場合は、決選投票を行う。

第 14 条 選挙管理委員会は、選挙後直ちに当選者氏名及び次点者氏名を、公表しなければならない。

第 15 条 選挙運動の期間は、選挙管理委員会の定める立候補届出期日から投票日の前日までとする。

第 16 条 その他選挙に関する細則は、選挙管理委員会で定める。